

倫理行動憲章

エヌバイテクノロジーズ株式会社

私たちエヌバイテクノロジーズ株式会社は、

「総合不動産企業として新しい価値を生み出し「未来」を創造していきます。」
地域社会に信頼されることを使命とし、役員をはじめとして従事する全従業員（以下従業員という）が自己の行動と言動に責任と重要性を自覚し、法令遵守はもとより、公平、公正な事業活動を行うことを誓います。

この宣誓を実現するために行動憲章を定め、地域社会の一員として支持されるように全ての企業活動を行います。

また、この倫理行動憲章はエヌバイテクノロジーズ株式会社が自らを取巻く社会だけを対象としたものだけではなく、株主や取引先企業、および従業員をも対象とした宣誓であります。

1. お客様との関係について

- (1) 私たちはお客様の暮らし、生活、財産の基盤になる不動産事業において、常に社会的なニーズを正しく把握して、お客様から求められる高品質な商品サービスを追求め・提供しお客様から信頼される企業になります。

2. 社会との関係について

(1) 人権の尊重と社会秩序の維持

- ・社会の不平等や差別をなくし、相手を敬い個人の人権を尊重します。
- ・社会の秩序を維持する活動に協力します。
- ・車両の運行では、地域住民の安全を第一とし、交通事故防止対策を徹底します。

(2) 国際社会の一員としての取り組み

国際社会の一員として、関係各国の法令を遵守し、文化、習慣、宗教などを配慮するとともに、国際規範を尊重します。

(3) 「持続可能な社会」の実現に向けた環境への取り組み

すべての事業分野において、従業員・社会・環境に配慮し、「持続可能な社会」の実現に向けて取り組みます。

(4) 社会貢献活動への取り組み

地域社会の支援に感謝し、当社の持てる機能を活かし、主体的かつ継続的に様々な社会貢献活動に取り組み地域社会に貢献します。

(5) 政治・行政・社会との健全かつ正常な関係の維持

公務員、政党・政治家等に対する贈賄、違法な献金・利益供与等を禁止します。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を遮断します。

(6) 個人情報の適切な保護

お客様、取引先、従業員、株主などの個人情報について、これを適正に取得し、適正に使用します。また、その漏洩防止のために適切な管理を行います。

3. 取引先との関係について

(1) 公正・透明・自由な競争

法令を遵守し、違法行為や不当な手段による利益の追求を行わず、公正・透明・自由な競争を展開します。その際には、社会的規範に従い企業倫理の徹底を図り良識ある企業行動に努めます。

(2) 公平・公正な調達

- ・私たちは、事業を行うにあたり全ての取引においては、間口を広く開放し公正、公明、自由な競争を行う。
- ・私たちは、業務に関連する私的な利益の授受は行いません。
- ・私たちは、取引先の法令遵守、人権尊重や環境保全などの取り組みにも関心を持ち、連携して社会的責任を果たすように努めます。

4. 従業員との関係について

(1) 働きやすい職場環境

従業員の安全と心身の健康確保が、事業活動と不可分なものであると認識し、法令を遵守し、従業員にとって働きやすい職場環境を確立します。

従業員ひとりひとりが、主体的かつ意欲的に仕事に取り組めるように個人の人格や個性が尊重されそれぞれの強みを最大限に発揮でき、人種、国籍、出身地、信条、性別、宗教、身体的特徴、財産などの理由によって不当に差別されることなく従業員の人権を尊重される働きがいを実感できる職場環境の維持向上に努めます。

5. 株主・投資家との関係について

(1) 内部統制システムの整備・構築

健全な企業経営を行い企業の価値を高めるために、内部統制システムの整備・構築を推進し、経営の透明性向上と監視機能の強化に努めます。

(2) 企業情報の適切な開示と管理

- ・会社の財務情報や事業活動等の経営情報を適時・適切に開示するとともに、インベスター・リレーションズ (IR) 活動を重視し、株主、投資家のエヌバイテクノロジーズ株式会社への理解を深める取り組みを進めます。
- ・内部情報の取り扱いに際して、インサイダー取引等防止規則に基づく適正な管理

を行います。

(3) 会社資産の適切な利用と管理

会社の資産を厳格に管理し、効率的に利用し、不正な使用や役員・従業員による私的流用は行いません。

業務遂行に必要なノウハウなどは適切に保護、管理します。

6. 本憲章の徹底（経営陣の責務）

- ・社長をはじめ役員、各部門の責任者は、本憲章の実現させるため関係者に周知徹底いたします。
- ・社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、高い倫理観を涵養し企業倫理の徹底を図ります。法令違反行為や不祥事、その他本憲章に違背する事項や重大事故・災害などが発生した場合は、トップ自ら問題解決にあたり、被害者の救済、原因究明および再発防止につとめ、その責任を果たします。

2026年6月1日